

業務委託基本契約書

株式会社サンクネット

XXXXXXXX

平成 年 月 日

業務委託基本契約書

株式会社サンクネット（以下「甲」という）と XXXXXX（以下「乙」という）とは、以下の条項により業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総則）

甲は、甲の実施する業務及びその附帯する業務について、業務の全部もしくは一部（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（実施体制）

- 乙は、本件業務を効率的かつ円滑に遂行するため実施体制を整備する。
- 甲は、乙の実施体制の整備に必要な業務知識について、教育の支援をする。
- 乙は、甲に対し次の資料を提出し、内容に変更が生じたときは、すみやかに甲に通知する。
 - 担当部門および担当責任者
 - 業務を実施する拠点および責任者
 - 業務実施責任者

第3条（委託業務の条件）

秘密保持義務、業務委託期間、業務を実施する場所、業務委託料、その他必要な条件は本契約に定めるものを除き、甲乙間において別途締結する個別契約書及び覚書または第4条に示す注文（書）（以下「覚書等」という）の授受により、定めるものとする。なお、本契約と個別契約書及び覚書等に内容の相違がある場合は個別契約書及び覚書等に定められた内容を優先する。

第4条（本件業務の実施）

乙は、甲からの注文（書）を受けた後、注文（書）を受領した旨を速やかに甲へ通知する。また、甲の定める業務実施要綱に基づき、本件業務を行い、かつ、本件業務の遂行状況を、甲に指定された方法により報告する。
なお、甲から乙への注文（書）および注文（書）を受領した旨の乙から甲への通知は、書面または電磁的媒体により実施するものとし、電磁的媒体とは、電子メール、WEB、フロッピーディスク、CD-ROMのことを指す。

第5条（機密の保持）

- 乙は、本件業務により知り得た甲および甲の取引先との業務上の事項ならびに、それに附帯する一切の事項について、契約期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に一切開示及び漏洩してはならない。
- 乙は、本件業務に従事する乙の所属従業員の所業に責任を負い、前項の機密保持に努めなければならない。

第6条（使用の制限）

- 乙は、機密情報および提供資料を、本件業務以外に自らまたは第三者を介して使用または流用、販売、頒布その他の処分を行ってはならない。ただし、甲との間で使用許諾契約ないし実施契約が締結される場合には、その限りでない。
- 乙は、甲から要求があった場合、または本件業務の完了もしくは完了不能により機密情報および提供資料を所持する必要がなくなった場合、もしくは本契約が解除ないし終了した場合には、直ちに機密情報および提供資料を甲に返却ないし消去する。但し、甲が別段の指示をした時は、それに従う。

第7条（従業員の管理）

乙は、本件業務を担当する乙の所属従業員の品位の保持および技能の向上に努め、本契

約に定める事項を遵守し、また本件業務の遂行に支障をきたさないように指導監督する義務を負う。

第8条 (再委託の禁止)

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本件業務を第三者に再委託してはならない。
2. 乙が、前項の事前承諾を得て、本件業務の全部又は一部の履行を第三者に委託する場合、乙は、乙の責任において、十分な秘密情報及び個人情報の保護水準を満たしている第三者を選定するとともに、当該第三者との間で、本契約に定める義務と同一の義務を当該第三者（以下「再委託先」という）に課し、再委託先に当該義務を遵守させることを甲に対して保証すると共に、再委託先による当該義務の履行につき再委託先と連帯して責任を負うものとする。
3. 乙は、乙又は再委託先において本契約への違反の発生あるいは違反のおそれがあることを知った場合には、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第9条 (不測の事態)

乙に不測の事態が発生し本件業務の遂行が不可能になった時は、直ちに甲に報告すると共に、乙の費用と責任において適切な措置を講じ、本件業務に支障をきたさないようにしなければならない。

第10条 (業務委託料および支払い)

甲は、乙に対し支払う業務委託料について、その金額ならびに支払方法等を、覚書もしくは注文（書）によって決める。

第11条 (業務遂行の義務)

乙は、本件業務に関し、常に善良な管理者の注意をもって業務遂行し、甲の信用を損なわないように留意する。

第12条 (損害賠償)

乙は、本件業務にあたり、甲又は第三者に損害（弁護士費用、その他発生したすべての費用を含む）を与えた時は、その賠償の責を負う。

第13条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日より2年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲・乙いずれからも何ら申し出のない時は、さらに1年間継続するものとして以後これに従う。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、または第4条に定める本件業務の実施後の2年間、本件業務の実施が1度もない場合、前項の規定に拘らず、本契約は中断するものとする。
3. 前項により中断された、本契約を再開するためには、甲乙合意の上、別途覚書を締結するものとする。

第14条 (契約解除)

1. 乙が次の各項の一つに該当した時は、甲は何ら通知なしに本契約を解除する事ができる。
 - (1)経営上及び業務上において、各種法令・政令・条例等に反する行為又は報告等があった時
 - (2)監督官庁より営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3)支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
 - (4)信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (5)第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、また

- は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき。
 - (7)解散の決議をし、または他の会社と合併したとき
 - (8)災害、労働争議等、本契約または個別契約書及び覚書等の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (9)株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき
 - (10)相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
 - (11)本契約の各条項、または個別契約書及び覚書等に違反したとき
2. 前項の規定は、本契約の解除により発生した甲の損害について、甲から乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第15条（合意管轄）

本契約に関し訴訟の必要が生じたときには、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（旧契約の終了）

甲及び乙は、本契約の締結に伴い、過去に締結済みの業務委託基本契約（以下「過去契約」という）がある場合について、本契約締結前日をもって過去契約を無効とする。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項もしくは本契約上の事項に疑義が生じた場合には、法令ならびに慣習に従うものとし、甲乙ともに誠意ある当事者として協議の上これを決定する。

本契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目9番20号
新大阪GHビル2F
株式会社サンクネット
代表取締役社長 片町 吉男

(乙)